

第6回 議会基本条例策定委員会の概要

○開催日時:平成26年9月16日(火)午後1時30分～午後2時52分
○開催場所:市庁舎5階 第3委員会室

○出席委員:小川正人(委員長)、澁谷政義、管野恭子、佐久間儀郎、
山田裕一
小山定男(市民委員)、山田吉訓(市民委員)

○欠席委員:山谷清(副委員長)、栗原幸江(市民委員)

○傍聴者:大野栄光議員、谷津智里(市民パネリスト)

1. 議会基本条例素案の修正について

◆8月19日に開催した第2回議会基本条例研修会での条例素案への中尾修研究員からの意見を踏まえ、議会改革特別委員会で策定した条例修正案について市民委員から意見を伺いました。

<修正案について市民委員から意見は次のとおりです。>

第2条(議会の活動原則)

【修正点】

・「努める。」という表現を、はっきりと言い切る。

(市民委員の意見)

→第2条第6号を「推進する。」という表現にしたのは理由は何か。

(委員の意見)

→今後も議会改革に対して逃げずに前向きに進めていくという気持ちの表れ。

(市民委員の意見)

→正副議長の立候補表明から7日間の時間を取ることにについて、検討はなかったか。

(委員の意見)

→正副議長の選出は先決事項であること、議長選挙のある臨時会で7日間の時間を取ることは、議会運営上難しいことから、今回は見送った。

第3条(議員の活動原則)

【修正点】

・第2条との整合性を図り、語尾をはっきりと言い切る。

第5条(情報公開)

【修正点】

- ・全員協議会を公開の対象とすることから、本会議、常任委員会及び特別委員会等と「等」を加えた。

(市民委員の意見)

→情報公開に関し、傍聴者への議案資料の提供はどのようになるのか。

(委員の意見)

→現在、傍聴者への議案の提供は、閲覧のみとなっていることから、可能な範囲において貸し出しを行うこととする。

(市民委員の意見)

→「情報提供に努めなければならない。」という表現については、修正は行わないのか。

(委員の意見)

→この表現は、義務付けなので、この表現のままをしたい。

第9条(議会モニター)

議会モニターが必要になったときにいつでも設置できるよう規定する。

(市民委員の意見)

→「必要に応じ」という表現を、「議会が必要と認めた場合」に修正したほうが良い。

第16条(政務活動費の交付及び公開)

【修正点】

- ・ホームページを活用して収支報告を公開することを条文に明記する。

(市民委員の意見)

→ホームページ以外に議会だより等、別の媒体で公開することも考えているならば、「ホームページ等」としたほうが良いのではないか。

※これら市民委員からいただいた意見を参考に、条例素案(修正版)を策定し、パブリックコメントや市民フォーラムで市民の皆さんへお示ししていきます。